

# 強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン) ～概要～

## 「強化方針」の柱

### ○ あらゆる生活課題への対応

### ○ 地域のつながりの再構築

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。  
小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりをすすめる。

## 「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動(第2次アクションプラン)

### 1. アウトリーチの徹底

- (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築
- (2) コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)の確保・育成
- (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開

ステップ① ↓ ステップ②

### 2. 相談・支援体制の強化 (総合相談体制の構築) (生活支援体制づくり)

- (1) 相談窓口の総合化と職員チーム対応力の向上
- (2) 部門間横断の相談支援体制づくり

ステップ① ↓ ステップ②

- (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
- (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応
- (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
- (4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

ステップ① ↓ ステップ②

### 取り組みの前提事項 取り組みの前提として必要になること

- ① 社協役職員の共通理解(局内連携体制(プラットフォーム)づくり)
- ② 職員育成の体制づくり
- ③ 活動財源の確保

### 取り組み全体の共通事項

### 4. 行政とのパートナーシップ

- (1) 担当部門を越えた行政との連携強化
- (2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価
- (3) 権利擁護等に関する行政の取り組み強化

### **新** 3. 地域づくりのための活動基盤整備

- (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備(小学校区程度)
- (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充
- (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成
- (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

ステップ① ↓ ステップ②